

## 道路予定区域の占用

### 道路局路政課道路利用調整室

大野係員

第二条第一項に「この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。」とされていますけど、これが何か？

坂上係員

まあ、落ち着いて考えてみて。

今回の申請の場所はどこだったかしら？

大野係員

新設するバイパスですけど。

坂上係員

道路法上の道路の定義をもう一度よく思い出してみて。

「道路」とは、一般交通の用に供する道」とされているわよね。供用の開始されていない道路は一般交通の用に供する道と言え・・・

大野係員

あつ、そつかー。未供用の道路は占用許可がないんだ。

大変だ。すぐに申請者に連絡して申請がないって説明しなきゃ。

坂上係員

大野係員

フンフンフン

坂上係員

あら、どうしたの？ ご機嫌じゃない。

大野係員

道路占用のことがだいぶんかかってきて仕事をするのが楽しくてしょうがないんですよ。

フンフン

坂上係員

でもあんまり調子に乗っていると、後で痛い目見るわよ。

大野係員

平気ですよ。これなんて、バイパスの新設工事に併せて地下埋設管を敷設する申請ですから土被りをチェックすればOKです。

坂上係員

(どこがOKなのかよく分からないけど) ちょっと、基本的な部分について質問してもいい？

大野係員

何でもどうぞ。

坂上係員

じゃあ、そのバイパスでの占用許可申請は

大野係員

何法の何条に基づいて申請されているの？

大野係員

もちろん道路法第三十二条第一項に決まっているじゃないですか。

坂上係員

本当？ もう一度条文読み直してみたら。

大野係員

今更条文見直してなんになるんですか？

えーっと、「道路に次の各号のいずれかに掲

げる工作物、物件又は施設を設け継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」って、どこもおかしくないですよ。

坂上係員

道路法上の道路の定義って覚えてる？

(また、この男は、全然成長してないじゃない。) まだ話の途中だから落ち着きなさい。

## 大野係員

すみません取り乱しまして。

## 坂上係員

(本当にもう) 道路区域の指定がされて、既に工事をしているようなところに物件を勝手に設置していいわけじゃないでしょ。

第九十一条第二項を見てみて。

## 大野係員

ふむふむ、「道路予定区域」ですか。

「道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の九、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。」

そうか、道路予定区域には第3章第3節の道路の占用の規定が準用されているんですね。

## 坂上係員

そう、道路区域の指定がされ、権原を取得し

た後は、道路の占用については、道路予定区域として道路法上の道路と同等の制限がかかるのよ。

今回の占用許可申請は、道路法第九十一条第二項によって準用された第三十二条第一項に基づく申請というのが正解なのよ。

## 大野係員

いや、全然知りませんでした。今更ながら道路法ってほんとに奥が深いですね。ちよつとかじっただけで天狗になっていた自分が情けないです。トホホ・・・。

## 坂上係員

ホントに日々是勉強ってカンジよね。

## 大野係員

あれっ。でも第九十一条第二項には、この間勉強した第二十四条が含まれてないですよ。承認工事は準用がないってことですか？

## 坂上係員

(えっ、うそっ。全然気にしたことがなかった。) えーっと、準用規定がないということは、準用はされないけど・・・。

## 渡邊課長

準用はされないけど、適用はされるんだよ。

## 坂上係員

あつ、出たつ、課長。どういふことですか？

## 渡邊課長

第二十四条に該当する道路に関する工事には何があつたかな。

## 坂上係員

第二十条に規定されていて、「道路の新設、改築又は修繕に関する工事」ですね。

道路の新設が入っているということは、供用開始される前の道路も当然に含まれる。

## 渡邊課長

そのとおり。だから準用ではなく適用になるんだよ。

## 坂上係員

知りませんでした。

ということよ、大野君分かった？

## 大野係員

はいっ。(ビックリした。油断してた。)

## 渡邊課長

条文もただ文章として見るのではなく、その条文の成立した背景を理解した上で見直してみると、条文上直接出てこないような内容についても判断ができるようになってくるよ。

## 坂上係員

ありがとうございました。いい勉強になりました。(まだまだ先輩風吹かしている場合じゃないな。)(この項おわり)